

第13回 木曽・飛騨川流域新五流総地域委員会 議事概要

日 時：令和6年9月3日（火）14:00～16:00

場 所：可茂総合庁舎 大会議室

1 議事

- (1) 規約の改正について
- (2) 木曽・飛騨川流域における総合的な治水対策プランの進捗について
- (3) その他
 - ① 令和6年度 前線による降雨 ～事前放流について～
 - ② 令和5年度中部管内における洪水調節の実績について
 - ③ 岐阜県で大雨となりやすい気圧配置
 - ④ ダム諸量情報の伝送およびダム操作の概要について
 - ⑤ 砂防部局の取組みの共有について
 - ⑥ 河川課からの情報提供（岐阜県河川課）
 - ・流域治水の推進について
 - ・新五流域総合治水対策プランの改定に向けて
 - ・県内の水辺空間活用事例について
 - ・水難事故防止に向けた啓発

2 議事要旨

議事（1） 規約の改正について

- 規約への記名について、役職指定と見られる場合には記名不要とすれば、規約改正の手続きを簡略化できるのではないかとこの前回での意見に対し、機関や団体等ではなく、委員個人に依頼していることから、記名のままとする旨の説明があった。質疑等は特に無く、承認された。
- 規約を改正し、当日付けで施行する。

議事（2）木曽・飛騨川流域における総合的な治水対策プランの進捗について

- ハード対策の河川改修、河川構造物の耐震化と長寿命化、ソフト対策の危機管理型水位計の設置状況、防災教育の実施・推進等について、事務局から資料2と別紙1～3を用いて、全体的な進捗状況の説明があった。
- ついで、河川改修事業の進捗について、久々利川、飯田川、白川、飛騨川、千旦林川の事例を取り上げ、それらの状況や内容の具体的説明があり、引き続き、河川構造物の上戸排水機場や妙見町陸閘・大ヶ洞ダムの長寿命化・耐震化、馬瀬川や山之

口川における魚道の機能回復の事例が紹介された。

また、ソフト対策についても、図や写真を用いて、災害時応急対策の備え、防災教育の実施・推進等の事例説明があった。

○議事（２）について、以下の質疑があった。

- ・危機管理型水位計の稼働状況やメンテナンスの状況について教えて欲しい。水位計はある程度水位が上がらないと表示されないため、普段も見えるようにしていただけるとよい。また、出水期におけるメンテナンスは避けていただきたい。

→危機管理型水位計は、国土交通省の基準に基づいた、安価で簡易に設置できる機器であり、一定の水位まで上昇した時にのみ稼働して危機に備えることを目的としている。このように、出水時の観測を目的としているため、常時の稼働には制約があるが、作動確認のデータは非出水時にも出力されているので提供について検討したい。

メンテナンスについては、出水期においては極力降雨の無い期間で実施しており、今後もそのように実施していきたい。

- ・浸水表示板の設置について、危機管理型水位計の設置位置など河川の中に目安になるようなものがあるとよい。

→水防法により、表示板の設置や監視カメラでの確認ができるようにしている。

- ・危機管理型の水位計について、作動する水位などの条件をわかりやすく説明していただけるとよい。

→河道の流水断面積が河積の３割を超える水位を目安に設定しているため、水位は各河川によって異なる（り、また、河床変動等に伴っても異なってくる）が、周知に努めたい。

議事（３）その他

○①～⑥の各項目についてなされた説明の概要を以下に示す。

- ①事前放流の実施状況について、木曽川水系ダム統合管理事務所から資料３を用いて説明があり、利水ダムの事前放流は、治水協定の締結による体制整備に基づくものと紹介された。

- ②令和５年度中部管内における洪水調節の実績、治水協定締結後の事前放流の実施状況について、水資源機構中部支社より資料４を用いて説明があった。

- ③岐阜県で大雨となりやすい気圧配置について、岐阜地方気象台より資料５を用いて以下のような説明があった。

台風と前線の配置、下層の風向によって岐阜県内で豪雨がもたらされる地域が決まる傾向がある。

- ④ダム諸量情報の伝送及びダム操作の概要について、中部電力岐阜水力センターより

資料 6 を用いて説明があった。発電専用ダム等の流量データ等が国交省等に提供されており、一般の閲覧が可能になっているとの情報提供があった。

⑤砂防部局の取り組みの共有について、岐阜県県土整備部砂防課より資料 7 を用いて最近の砂防事業・業務の説明があった。

⑥河川課からの情報提供について、岐阜県県土整備部河川課より以下の説明があった。

- ・流域治水の必要性、取り組み事例について、資料 8－1 を用いて説明があった。
- ・新五流域総合治水対策プランの改定について資料 8－2 を用いて説明があった。
改定のポイントとして、流域治水をメイン施策として位置付けることでその施策内容を関係者間で広く認識・共有すること、近年の雨の降り方を前提に検討していくことが挙げられた。

来年 3 月のプラン改定に向けたスケジュールが提示された。

- ・水辺空間を活用した地域活性化の取組や各種制度の活用事例について資料 8－3 を用いて説明があった。

○議事（3）について、以下の質疑があった。

- ・流域治水について、事前放流では、本地域はダムの数も多く、放流開始前の安全確保など、負担の増加について関係者より意見を伺いたい。

→関西電力のダムとしては利水ダムがほとんどで、事前放流がメインの役割となっており、（負担はあるが、）今後も協力していきたいと考えている。

- ・最近、降雨時の川の流量が急激に増加・減少するように感じられる。流域（山林）の貯留機能などの変化もあるように感じられ、森林の貯留機能の低下が懸念されている。線状降水帯の予報について、令和 6 年 8 月の台風 10 号の際もかなり広範囲に発令されたが、どのように考えられているか。

→気象庁としては、大雨についての住民の注意喚起を図るためにも、線状降水帯というキーワードを用いて説明している。今後も線状降水帯の予報が発令されるようなときには、線状降水帯発生と認められなくても大変な豪雨が生じるので注意していただきたい。

以上